

主 文

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、一億八六六五万六六〇〇円及びこれに対する平成一五年一月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

- (1) 第一次的違法行為

ア 当事者

原告は、「ARカントリー倶楽部」という名称のゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という。）の敷地等として利用されている津市内所在の別紙物件目録記載の土地建物（以下「本件土地等」といい、同各土地のみを「本件土地」という。）を所有する清算中の株式会社である。

イ 違法性及び過失

- (ア) 職務上の注意義務の存在

被告の代表者である津市長（以下「市長」という。）には、平成二年度から平成一四年度までの間、本件土地等に対して固定資産税を賦課するに当たり、本件土地の森林部分とコース部分等を分離評価し、正常な条件の下において成立する取引価格を基に適正な固定資産税額を算定して課税すべき職務上の注意義務があった。

- (イ) 注意義務違反行為

市長は、原告に対し、平成二年から平成一四年までの間、本件土地の森林部分とコース部分とを分離評価し、正常な条件の下において成立する取引価格を基に適正な固定資産税額を算定することなく、本件土地等に対して、別表の納付額記載の金額の固定資産税を賦課する旨の決定（以下「本件各課税処分」という。）を行い、原告は、同額を納付した。

ウ 損害

平成二年から平成一四年までの間、本件土地の森林部分とコース部分とを分離評価し、正常な条件の下において成立する取引価格を基に算定した本件土地等の適正な固定資産税額は、平成二一年度の本件土地等に対する課税額と同額の一三八四万三七〇〇円である。

したがって、本件各課税処分により、原告には、本件土地等に対する適正な課税金額との差額の合計一億八六六五万六六〇〇円の損害が生じた。

エ よって、原告は、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、一億八六六五万六六〇〇円及びこれに対する納付後の日である平成一五年一月一日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 第二次的違法行為

ア 請求原因 (1) アに同じ。

イ 違法性及び過失

被告は、本件各課税処分により本件土地等について、固定資産税を過大に徴収していることに気付いたため、市会議員を介して原告に接近し、平成一八年二月二八日付けで、原告から、原告の平成一四年以降未納の固定資産税を月額一〇万円の分割納付とし、既発生分の延滞金は全額免除することを内容とする納付誓約書（乙三。以下「本件納付誓約書」という。）を取り付けるとともに、平成一九年以降に固定資産税評価の見直しをすることを原告との間で約束し、その見返りとして、原告が提起した、平成一五年度固定資産課税台帳登録価格についての津市固定資産評価審査委員会の審査申出棄却決定の取消を求める訴訟（当庁平成一六年（行ウ）第一四号。以下「別件訴訟」という。）を取り下げる旨の事実上の合意（以下、上記の固定資産税の分割納付・延滞金免除及び別件訴訟の取下げを内容とする合意を「本件合意」という。）が成立した。原告は、平成一八年一月二四日、本件合意に基づき、別件訴訟の取下書を提出したが、被告は、平成二一年一〇月八日、本件合意を一方的に反故にして、本件土地等を差し押さえ（以下「本件差押処分」という。）、未納分の固定資産税等の一括支払を請求した。

ウ 損害

原告は、本件合意があったからこそ別件訴訟を取り下げたのであり、本件合意がなされなければ、原告は別件訴訟を取り下げることはなく、原告の請求が認容されて同委員会の審査が行われ、登録価格が変更されることとなる結果、過大徴収された税金の返還を求めることができたところ、被告が一方的に本件合意を反故にしたために、原告が別件訴訟を取り下げなければ得られたであろう利益が侵害された。その利益は、少なくとも上記 (1) ウの過大に徴収された金額と同額の一億八六六五万六六〇〇円を下らない。

エ よって、原告は、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、一億八六六五万六六〇〇円及びこれに対する平成一五年一月一日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否及び関連する主張

(1) ア 請求原因 (1) アは認める。

る土地の評価の取扱いについて」(平成一一年九月一日付け自治評第三七号自治省税務局資産評価室長通達。以下「本件通達」という。)に準拠しており、適正に行われている。

市長は、本件ゴルフ場の開発当時の三重県の「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」(昭和四八年三月三十一日三重県公告)の別表「設計審査基準」によれば、「ゴルフ場の用に供する土地」の外延は、「開発区域」によって画される旨定められていることから、本件土地について、登記簿上の地目や現況地目が「山林」であっても、「開発区域」内にあると解して、「ゴルフ場の用に供する土地の評価」による評価を行った。

b 本件土地の具体的な評価は、以下のとおりである。

(a) 本件土地の取得価額の算定

市長は、原告が本件ゴルフ場の開発行為の許可申請をなした昭和六三年を、ゴルフ場開発に当たり、土地を取得した時期と認め、その当時の土地の平均的な取得価額を参考に一平方メートル当たり二〇〇〇円と算定し、これに旧通達及び本件通達という「宅地の評価割合」である七割を乗じた価額である一平方メートル当たり一四〇〇円をもって本件土地の取得価額と算定した。

(b) 本件土地の造成費の算定

市長は、本件通達の丘陵コースの場合の価額(平成一一年度は一平方メートル当たり九四〇円、平成一二年度から平成一四年度までは一平方メートル当たり九二〇円)に、上記「宅地の評価割合」である七割を乗じ、平成一一年度は、一平方メートル当たり六五八円、平成一二年度から平成一四年度までは一平方メートル当たり六四四円をもって、本件土地の造成費を算定した。

(c) 補正率

市長は、本件ゴルフ場が、津市近郊に位置し、伊勢自動車道からのアクセスも容易であるという立地条件に加え、ゴルフ場としての評判も良好であり、その他に上記(a)及び(b)の算定結果に増減を加える要因もなかったことから、補正率を一・〇〇(補正しない)とした。

(d) 以上より、本件土地の価額は、平成一一年度は一平方メートル当たり二〇五〇円、平成一二年度ないし平成一四年度は、一平方メートル当たり二〇四〇円と決定された。

また、平成二年度から平成一〇年度までについても、平成一一年度から平成一四年度までと同様の算定方法により、適正に課税している。

ウ 請求原因(1)ウのうち、平成二年度の本件土地等に対する固定資産税額が一三八四万三七〇〇円であることは認め、その余は否認する。

(2)ア 請求原因(2)アは認める。

イ(ア)請求原因(2)イのうち、被告が、平成一八年二月二八日付けで、原告から本件納付誓約書を受け取ったこと、原告が別件訴訟を提起したこと、原告が、平成一八年一月二四日、別件訴訟の取下書を提出したこと、被告が、平成二一年一〇月八日、本件土地等を差し押さえ、未納分の固定資産税等の一括支払を請求したことは認め、その余の事実

は、否認ないし争う。

（イ）原告が、平成一八年二月二七日、別件訴訟が終結するまでの当分の間の納付方法の申出として、市長あてに本件納付誓約書を提出し、同月二八日、市長は、原告に対し、本件納付誓約書を受理したことを通知したが、これは、市長が原告に対して長期の分割納付を容認したものではなく、延滞金免除の約束をしたものでもない。被告は、原告が、当時の状況では月額一〇万円しか支払えないと述べたことから、当面の間、月額一〇万円の納付税額を収納したにすぎない。

（ウ）本件滞納処分に至るまでの間に、原告と被告との間では、以下のとおり、増額協議を行っており、本件納付誓約書は、月額一〇万円の分割納付さえ行えば滞納処分を行うこととはないとの意味を持つものではない。

a 原告の総務部長らは、平成二〇年二月一五日、津市役所を訪れ、現年度分については、納付期限内に納付するが、過年度分については、本件納付誓約書に基づき、月額一〇万円を支払うという扱いにしてほしい旨申し出た。被告収税課の担当職員は、原告の総務部長らに対し、次回までに、分割納付額について再度検討し、納付計画書を作成するように伝えた。

b Aらは、平成二〇年五月一二日、納付相談のため津市役所を訪れた。被告収税課の担当職員は、Aらに対し、分割納付額の増額と、平成二〇年五月一九日までに滞納分の納付計画を示すことを指示した。

c Aは、平成二〇年五月一九日、被告収税課に電話をかけ、平成一九年度第一期及び第二期の滞納額合計九五八万九五六〇円を同年五月中に納付する予定であること及び分割納付額を含めた納税交渉のために同月中に来庁する旨を述べた。

d Aらは、平成二〇年七月四日、津市役所を訪れ、固定資産税の滞納分については、月額二〇万円ずつ分割納付し、二年後に残額を全て納付する旨を申し出たが、被告収税課は、分割納付申出額が少額であったことから、原告の申出には応じなかった。

（エ）別件訴訟の取下書が津地方裁判所に提出されたのは、本件納付誓約書を受理した平成一八年二月二八日から約九か月後の同年十一月二四日であり、分割納付の合意がなされたことと、別件訴訟を取り下げたこととの間に因果関係はない。

（オ）別件訴訟について訴訟上の合意をするのであれば、訴訟上の和解として、地方自治法九六条一項一二号に基づき、議会の議決が必要となるところ、本件合意に関する議会の議決はない。

ウ（ア）請求原因（２）ウは否認する。

（イ）本件差押処分の対象となった平成一四年度第二期分以降の固定資産税の滞納分と、原告が損害として主張する平成二年度分から平成一四年度第一期分までの固定資産税の過大徴収分とは、課税年度を異にしており、違法行為との間に因果関係が認められない。

（ウ）別件訴訟は、平成一五年度の固定資産課税台帳の登録価格についての津市固定資産評価審査委員会の審査申出棄却決定に対する取消しを求めたにすぎず、原告が本件訴訟で

主張している平成二年度から平成一四年度までの固定資産税課税台帳の登録価格を争うものではない。原告が別件訴訟を取り下げなかった場合に、別件訴訟について原告の請求を認容する判決が下されたかどうかは不明であり、違法行為と損害との間に因果関係は認められない。また、原告の請求が認容されたとしても、判決の効力として、平成二年度から平成一四年度分までの過大徴収分の返還がなされるものではない。

三 抗弁—消滅時効

(1) 原告は、平成一五年四月三〇日に、平成一五年度の固定資産税台帳の登録価格に関する審査申出を行っており、遅くとも同日には、本件に係る損害を知っていた。

(2) 平成一八年四月三〇日は経過した。

(3) 被告は、平成二三年二月二四日の本件第四回口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

四 抗弁に対する認否及び関連する主張

抗弁(1)のうち、原告が平成一六年五月二六日に別件訴訟を提起したことは認め、その余は否認する。

原告は、別件訴訟提起時において、本件土地等に対する固定資産税が過大であることは認識していたものの、過大に徴収されている金額は明確になっていなかったことから、原告はこれを認識しておらず、平成一九年九月七日付けで津市財務部資産税課より出された「ゴルフ場用地における評価方法の見直し結果について(通知)」によって、過大に徴収されていた金額が確定し、原告は損害を現実に認識するに至った。

理 由

第一 請求原因について

一 認定事実

当事者間に争いのない事実、(証拠省略)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者

原告は、平成二年から現在に至るまで、本件ゴルフ場がその敷地等として使用している本件土地等を所有する清算中の株式会社である。

(2) 本件土地等の概況

本件土地等は、ゴルフ場クラブハウス、事務所・車庫、店舗及び居宅の所在する土地のほか、宅地、公衆用道路、山林、雑種地及び田から構成されている。

(3) 関係告示、通達の定め

ア 固定資産評価基準第一章第一〇節二ゴルフ場等の用に供する土地の評価(平成一二年一月二八日自治省告示第一二号による改正前のもの)

ゴルフ場(中略)及びその他これらに類似する施設(以下「ゴルフ場等」という。)の用

に供する土地の評価は、当該ゴルフ場等を開設するにあたり要した当該土地の取得価額に当該ゴルフ場等の造成費（当該ゴルフ場等の造成に通常必要と認められる造成費によるものとし、芝購入費、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体となるものにかかる経費を除く。）を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取得価額及び造成費は、当該土地の取得後若しくは造成後において価額事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

なお、平成一二年一月二八日自治省告示第一二号により、「あたり」を「当たり」に、「かかる」を「係る」に、「価額事情」を「価格事情」に改められ、平成一二年度分の固定資産税から適用されている。

イ 旧通達（平成八年一二月一七日付け自治評第四八号自治省税務局資産評価室長通達による改正後のもの）

一 ゴルフ場用地の取得価額の算定方法について

（１）（前略）ゴルフ場にあつては当該ゴルフ場用地の取得に要した費用の額（立木の価額、補償費（移転補償費、離作補償費等）、登記に要する費用及び公租公課等を除く。以下同じ。）に、「宅地の評価割合」を乗じて得た額

ここで「宅地の評価割合」とは、当該ゴルフ場所在市町村における宅地の評価額の売買実例価額等に対する割合をいうものであること。なお、当該割合は宅地の評価額を基準としてゴルフ場用地の評価額を求めるために乗ずるものであり、平成六年度の評価替え以降、宅地の評価について当分の間地価公示価格等の七割程度を目途とするものと定められたことに伴い、当分の間七割となることに留意すべきものであること。

（２）（略）

二 ゴルフ場の造成費の算定方法について

ゴルフ場の造成費は、原則として、市町村において当該ゴルフ場のコースに係る造成費（設計費並びに直接工事費のうち伐採工事、伐根処理工事、表土採集敷均し工事、切盛土工事、造成工事（ティーグラウンド、フェアウェイ、ラフ、バンカー及びパッティング・グリーンに係る造成工事をいう。）、測量工事及びヘビー・ラフ整地工事に係る経費の合計額をいい、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体になるものに係る経費を除く。）に「宅地の評価割合」を乗じて求めるものである。

なお、この場合において、当該ゴルフ場の造成後において価格事情に変動があるとき、又は造成費が不明のときは、ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費（丘陵コースにあつては、九八〇円／平方メートル程度、林間コースにあつては、八二〇円／平方メートル程度）を参考として市町村において求めた額（実情に応じ、これと異なる額となることもある。）に「宅地の評価割合」を乗じて求めるものである。

三 位置、利用状況等による補正について

ゴルフ場用地の評価において考慮すべきこととされているゴルフ場の位置、利用状況等による補正は、当該ゴルフ場の年間の利用状況に応じ、他のゴルフ場の価額との均衡を失しないよう、必要に応じ、増価又は減価を行うためのものである。

ウ 本件通達

本件通達は、旧通達とほぼ同様の内容であり、旧通達と実質的に異なるのは、全国の平均的造成費（丘陵コースにあっては、九二〇円／平方メートル程度、林間コースにあっては、七七〇円／平方メートル程度）の点のみである。

（４）本件各課税処分

ア 本件各課税処分

市長は、原告に対し、本件土地等について、平成二年度から平成一四年度までの間、固定資産税を賦課した（本件各課税処分）。

判明している課税額は、以下のとおりである。

- （ア）平成一一年度 二四七八万九五〇〇円
- （イ）平成一二年度 二三八九万五九〇〇円
- （ウ）平成一三年度 二〇二三万四四〇〇円
- （エ）平成一四年度 二〇五四万一一〇〇円

イ 税額の計算方法

市長は、平成一一年度から平成一四年度までの各年度の本件土地等に対する固定資産税について、それぞれ、固定資産評価基準、旧通達及び本件通達に基づいて、税額を計算した。本件土地の具体的な評価は、以下のとおりである。

（ア）本件土地の取得価額の算定

原告が本件ゴルフ場の開発行為の許可申請をなした昭和六三年を「ゴルフ場開発に当たり、土地を取得した時期」と認め、その当時の土地の平均的な取得価額を参考に一平方メートル当たり二〇〇〇円と算定し、これに旧通達又は本件通達に定める「宅地の評価割合」である七割を乗じた価額である一平方メートル当たり一四〇〇円をもって本件ゴルフ場用地の取得価額と算定した。

（イ）本件土地の造成費の算定

旧通達又は本件通達に定める「丘陵コース」である場合の平均的造成費（旧通達（平成一一年度）は一平方メートル当たり九八〇円、本件通達（平成一二年度から平成一四年度まで）は一平方メートル当たり九二〇円）に宅地の評価割合である七割を乗じ、平成一一年度は、一平方メートル当たり六五八円、平成一二年度から平成一四年度までは一平方メートル当たり六四四円をもって、本件ゴルフ場の造成費の算定をした。

（ウ）補正率

本件ゴルフ場が、津市近郊に位置し、伊勢自動車道からのアクセスも容易な立地条件に加え、ゴルフ場としての評判も良好であり、その他に上記（ア）及び（イ）の算定結果に増減を加える要因もなかったことから、補正率は一・〇〇（補正しない）とした。

(エ) 以上より、市長は、本件土地の価額について、平成一一年度は一平方メートル当たり二〇五〇円、平成一二年度ないし平成一四年度は、一平方メートル当たり二〇四〇円と決定した。

(5) 税額の納付

原告は、被告に対し、平成二年度から平成一四年度まで、本件土地等に対する固定資産税を納付した。判明している納付済みの額は、以下のとおりである。

- ア 平成七年度 三六二万八一〇〇円
- イ 平成八年度 三三〇万六一〇〇円
- ウ 平成九年度 二五四万〇二〇〇円
- エ 平成一〇年度 二五〇万二〇〇〇円
- オ 平成一一年度 二四七八万九五〇〇円
- カ 平成一二年度 二三八九万五九〇〇円
- キ 平成一三年度 二〇二三万四四〇〇円
- ク 平成一四年度 九三三万六一〇〇円

(6) 別件訴訟の提起

原告は、津市固定資産評価審査委員会に対し、平成一五年四月三〇日、本件土地等に対する平成一五年度の固定資産課税台帳登録価格について、本件土地の森林部分とコース部分とを分離評価して算定しておらず、「適正な時価」を超えた違法なものであるとして、審査申出を行ったところ、同委員会は、平成一六年二月二七日、原告の審査申出を棄却する旨の決定を行った。

原告は、平成一六年五月二六日、上記決定の取消しを求める訴えを津地方裁判所に提起した(別件訴訟)。

(7) 本件納付誓約書の提出

ア 市長は、租税を滞納している納税義務者に対して、滞納税額の分割納付を認めた場合に、当該納税義務者に分割納付計画を記載した納付誓約書を提出させた上で、分割納付を認める場合があった。その後、当該納税義務者の資産状況等について事情の変動があれば、分割額の増額の申請や、再度の一括納付の申出等を促していた。

イ 原告は、市長に対し、平成一七年一二月頃、固定資産税の滞納分について、毎月一〇万円での分割納付の申入れを行い、平成一八年二月二七日、本件納付誓約書を提出した。原告は、本件納付誓約書において、納付始期を平成一八年四月末日とし、月々一〇万円を納付するとの納付計画に従って必ず納付する旨及び万一計画を履行しない場合には、財産の差押・公売処分を受けても異議はない旨確約した。また、本件納付誓約書には、平成一七年一二月八日時点で、平成一四年度第二期分から平成一七年度第二期分まで、合計九〇〇万七九二〇円の固定資産税都市計画税の滞納額が記載されていたほか、「納付誓約書どおりに履行の場合延滞金免除」とのゴム印が押されていた。

ウ 市長は、平成一八年二月二八日、本件納付誓約書を受理した。以後、原告は、本件納

付誓約書に従い、月額一〇万円ずつ納付した。

(8) 別件訴訟の取下げ

原告は、平成一八年一月二四日、津地方裁判所に対し、別件訴訟の取下書を提出し、その後、被告はこれに同意した。

(9) ゴルフ場に対する固定資産税の課税の見直し及び見直し後の課税額

ア 少なくとも、平成一一年から平成一四年当時、ゴルフ場に対する固定資産税の課税に際して、ゴルフ場は開発された土地であるところ、山林部分もその開発の結果であり、ゴルフ場のコース部分の効用を高めるものであって、コース部分の一部をなすものであるとの考え方にに基づき、山林部分とコース部分とを一体評価している自治体があったが、他方で、分離評価している自治体もあった。また、平成一一年から平成一四年当時の固定資産評価基準解説においても、ゴルフ場用地の評価について、全てを一体として評価するのが適切である旨の解説がされている状況にあった。

その後、平成一五年度以降、ゴルフ場用地の固定資産評価の見直しを行う自治体が見られるようになったこともあって、三重県内においても、平成一八年前、ゴルフ場用地の固定資産評価の見直しを検討するため、津市内のゴルフ場の支配人によって、津市ゴルフ場事業者協議会（以下「ゴルフ場協議会」という。）が設置された。被告の担当職員は、その構成員ではなかったが、固定資産税賦課処分を担当することから同協議会に出席していた。

イ ゴルフ場協議会の議論を踏まえ、三重県津地区ゴルフ場支配人会固定資産税見直しを考える有志一同は、市長に対し、平成一八年六月五日付けで、ゴルフ場用地に係る固定資産評価額の見直しの要望する「「残置森林（保存自然樹林帯）部分に対する固定資産税見直し（現況課税）」のお願い」と題する書面を提出した。

ウ 市長は、上記イの要望や、上記アのゴルフ場協議会における協議等を踏まえて検討した結果、平成一九年三月二七日付けで、「ゴルフ場用地については、残置森林部分の現況はゴルフ場としての一体性を有しているとは認め難いと判断し、平成一九年度の賦課期日から現況を山林として取扱い、評価に反映させるものとする」旨決定した。

被告の担当職員は、平成一九年三月に各ゴルフ場に赴いて山林部分の面積を確認し、同年七月から八月にかけて不動産鑑定士とともに現地調査を行い、同月には各ゴルフ場に対して面積の最終確認の通知を行った。そして、市長は、各ゴルフ場に対し、平成一九年九月、固定資産税の評価方法の見直しをした場合の固定資産税額及びゴルフ場の一平方メートル当たりの単価を通知し、原告に対しては、同月七日付けで、本件土地の山林部分の単価は一平方メートル当たり一五〇円、本件土地全体の単価は一平方メートル当たり一一三〇円、本件土地全体のうち山林部分の割合は四六・四〇%である旨通知した。

エ 市長は、原告を含む津市内の各ゴルフ場に対して、平成一九年十一月一日付けで、上記ウの決定の内容とともに、具体的な評価方法について、土地評価における地目の認定は、原則として一筆毎に行うものであるが、現況地目別による分筆登記がなされていない場合

においては、コース部分及び山林部分の一平方メートル当たりの価額にそれぞれの地積割合を乗じて求められた価額を合計することにより、ゴルフ場全体の一平方メートル当たりの価額を算出し、当該価額にゴルフ場全体の総地積に当たる不動産登記簿における数値を乗じて、ゴルフ場全体の固定資産評価額を算出する旨通知した。

オ 市長は、原告を含め、上記ウ、エの見直しによって各ゴルフ場の固定資産評価額を修正したことにより固定資産税額が変更となる納税義務者に対し、納税通知書とともに、上記ウの決定に伴い、地方税法四一七条一項に基づき、固定資産税の平成一九年度の登録価格等を修正し、固定資産課税台帳に登録したことが記載された、平成一九年一月二六日付けの「ゴルフ場用地に係る評価額の修正について」と題する書面を送付した。

カ 本件土地等に対する、上記見直し後である平成二一年度の固定資産税額は、一三八四万三七〇〇円であった。

(10) 増額協議

ア 原告の総務部長のB外一名は、平成二〇年二月一五日、津市役所を訪れ、本件土地等の固定資産税について、現年度分は納付期限内に納付するが、過年度分については、本件納付誓約書に基づき、月額一〇万円を支払う扱いにしてほしい旨申し出た。当時の被告収税課副参事Cら同課の担当職員は、Bらに対し、原告の滞納金額に見合う分割納付額ではないとして上記申出を断り、次回までに、分割納付額について再度検討の上、納付計画を立てるよう伝えた。

イ A及び原告の経理担当職員は、平成二〇年五月一二日、納付相談のため津市役所を訪れた。被告収税課の担当職員は、Aらに対し、分割納付額の増額を要求し、平成二〇年五月一九日までに滞納分の納付計画を示すことを指示した。

ウ Aは、平成二〇年五月一九日、被告収税課に電話をかけ、同課の担当者に対し、平成一九年度第一期及び第二期の滞納額合計九五八万九五六〇円を同年五月中に納付する予定であること及び滞納分の分割納付額を含めた納税交渉のために同月中に来庁する旨を述べた。

エ A及び原告の経理担当者は、平成二〇年七月四日、津市役所を訪れ、固定資産税の滞納分について、月額二〇万円ずつ分割納付し、二年後に残額を完納する旨を申し出たが、被告収税課の担当者は、分割納付の申出額が少額であったことから、上記申出には応じなかった。

オ 市長は、原告に対し、平成二一年七月六日付けの「滞納市税の早期納付について」と題する文書を送付し、本件納付誓約書に基づく分割納付について、別件訴訟が終結するまでの当分の措置として本件納付誓約書を受理したものであり、七五年余りに及ぶ長期の分割納付を容認したものではないこと、別件訴訟が取り下げられたことや上記(9)の税額の見直しの経緯を踏まえると、分割納付は撤回せざるを得ないため、分割納付中の滞納市税残額及びその後に滞納となった固定資産税を早期に納付するよう通知した。

(11) 原告の滞納と本件差押処分

ア 原告は、平成二一年一〇月五日の時点で、本件土地等に対する固定資産税（平成一四年度第二期から平成二一年度第二期までの分）合計一億七四六〇万〇三二〇円を滞納しており、そのうち延滞金の合計額は六六九八万六三〇〇円であった。

イ 市長は、平成二一年一〇月八日、上記滞納を理由として、国税徴収法に基づき、本件土地等を差し押さえた（本件差押処分）。

二 第一次的違法行為（請求原因（１））について

（１）違法性について

ア 原告は、平成二年から平成一四年までの間、市長には、本件土地等の山林部分とコース部分とを分離評価して本件土地の固定資産税を算定すべき職務上の注意義務があるところ、これに違反して、分離評価することなく本件各課税処分を行った違法がある旨主張する。

イ 注意義務の内容

課税処分において、課税要件事実の認定や課税実体法規の解釈に誤りがあったとしても、そのことから直ちに国家賠償法一条一項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該課税に関与した公務員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と課税処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成五年三月一日第一小法廷判決・民集四七巻四号二八六三頁参照。）

本件においては、固定資産税の賦課が問題となっているところ、固定資産税賦課について定める地方税法は、総務大臣が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（固定資産評価基準）を定めて告示しなければならないとし（地方税法三八八条一項）、市町村長は固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない旨定めている（同法四〇三条一項）。したがって、固定資産の評価に関する事務を行う被告の担当職員は、適正に固定資産評価基準を解釈、適用した上で固定資産の価格を決定すべき職務上の注意義務が課されているというべきである。

ウ 注意義務違反の有無

前記認定事実によれば、少なくとも、平成一一年から平成一四年当時、ゴルフ場用地に関する固定資産評価基準の解釈として、山林部分等も含めた全体を一体として評価することが適切であるとの有力な解釈が存在し、実際にも、その解釈に従って課税をしていた自治体があったことが認められるから、これらの事情を前提とすれば、市長あるいは被告の担当職員が、平成一一年から平成一四年当時、本件土地について、山林部分とコース部分とを一体として評価して本件土地の固定資産税を算定したことが、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と課税処分をしたものであるとは認め難いというべきである。

そうすると、平成一一年よりも前である平成二年から平成一〇年の間の本件土地に対する固定資産税の課税処分についても、上記と同様の判断が妥当するものと認められるから、

本件各課税処分について、山林部分とコース部分とを一体として評価して本件土地の固定資産税を算定したことが国家賠償法上、違法であったとは認められない。そして、このことを前提として、本件土地等に対する固定資産税を算定すると、前記認定事実（一（４）イ（ア）ないし（ウ））のとおりとなり、市長あるいは被告の担当職員が行った本件土地等に対する固定資産税の算定過程にも誤りがあるとは認められないから、結局、本件各課税処分に違法があるとは認められない。

（２）まとめ

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の第一次的違法行為に基づく請求（請求原因（１））は理由がない。

三 第二次的違法行為（請求原因（２））について

（１）原告は、市長が、本件土地等の平成一四年以降の未納の固定資産税について、月額一〇万円の分割納付とし、延滞金は免除することの見返りとして、原告が別件訴訟を取り下げる旨の本件合意を一方的に反故にして、本件差押処分をなしたのは違法であると主張する。

（２）上記認定事実によれば、〔１〕本件納付誓約書が受理された時点において、本件納付誓約書に記載された滞納税額は、合計九〇〇〇万円を超えており、これを月額一〇万円ずつ分割納付する場合には、完納するまで、七五年余りに及ぶこと、〔２〕原告との間で、本件納付誓約書提出後に、上記認定事実のとおり増額協議がなされていること、〔３〕本件合意の成立時期と別件訴訟の取下書提出時期が九か月近く離れていることが認められ、分割納付が恒久的な合意であったことや分割納付と別件訴訟の取下げとが連動していることとは整合しない上記の各事情について、Aが何ら説得的な説明をしていないことにも鑑みると、本件納付誓約書の受理をもって、原告と被告との間で、平成一四年度以降の滞納税額を恒久的に月額一〇万円の分割納付とする旨の合意がなされたと評価するのは困難である。その他、本件全証拠に照らしても、本件合意が成立したと認めることはできない。

（３）したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の第二次的違法行為に基づく請求（請求原因（２））は認められない。

第二 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 戸田彰子 裁判官 福渡裕貴 坂川波奈子）

別紙 物件目録（省略）

別表（省略）